



京都府指令元循第2号の301

株式会社エコ・プランニング

令和元年7月10日付けで申請の産業廃棄物収集運搬業の更新については、下記のとおり許可します。

令和元年8月29日

京都府知事

西脇 隆俊



記

許可の有効年月日：令和6年7月14日

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 三重県津市森町2343番地

氏 名 株式会社エコ・プランニング
代表取締役 吉田 孔頭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇 隆俊



許可の年月日 令和元年8月29日

許可の有効年月日 令和6年7月14日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- | | |
|-----------|------------------------|
| ①汚泥 | ⑦動植物性残さ |
| ②廃油 | ⑧ゴムくず |
| ③廃プラスチック類 | ⑨金属くず |
| ④紙くず | ⑩ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず |
| ⑤木くず | ⑪がれき類 |
| ⑥繊維くず | |

以上11種類（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成26年7月15日：当初許可
令和元年8月29日：更新許可

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無